2　いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の要求に従うことを求めることができない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者若しくは他の事業体から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産され、又は提供される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

3　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

注釈　この条の規定の適用については、第五十一・二十三条の規定に従う。

第五十一・六条　経営幹部及び取締役会

1　締約国は、対象投資財産である当該締約国の法人に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求してはならない。

2　締約国は、対象投資財産である当該締約国の法人に対し、当該法人の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は自国の領域内の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求により、自己の投資財産を支配する投資家の能力が実質的に妨げられない場合に限る。

注釈　この条の規定の適用については、第五十一・二十三条の規定に従う。

第五十一・七条　留保及び例外

1　第五十一・三条及び前二条の規定は、次の事項については、適用しない。

(a)　次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書十―Ⅰの締約国の表に記載するもの

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はＡＳＥＡＮ構成国の地域政府

(b)　締約国の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、(a)(ii)に規定する措置以外のもの

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（附属書十―Ⅰの締約国の表が効力を生ずる日における当該措置と第五十一・三条及び前二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第五十一・三条及び前二条の規定は、締約国が附属書十―Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの締約国も、附属書十―Ⅱの自国の表の対象となる措置を採用する場合には、他の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。ただし、関係当局による当初の承認に別段の定めがある場合は、この限りでない。

4　締約国は、1(d)の規定に従って、附属書十―Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書十―Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は実施の後できる限り速やかに、次の事項を行う。

(a)　当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他の締約国に通報すること。

(b)　他の締約国の要請があった場合には、当該改正若しくは修正又は当該措置に関する当該他の締約国の個別の質問に応ずること。

5　各締約国は、適当な場合には、附属書十―Ⅰ及び附属書十―Ⅱの自国の表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

6　第五十一・三条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

注釈　この条の規定の適用については、第五十一・二十三条の規定に従う。

第五十一・八条　公衆による意見提出

各締約国は、緊急の場合を除くほか、この章の規定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定する前に、国内の法的枠組みに基づいて定める範囲内で、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第五十一・九条　収用及び補償

1　いずれの締約国も、対象投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　正当な法の手続に従って実施するものであること。

(c)　差別的なものでないこと。

(d)　迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

2　1(d)の規定の適用上、補償については、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものであること。

注釈　フィリピン共和国については、収用が公表された時とは、収用のための申立てをした日をいう。

(b)　予定された収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させないこと。

(c)　不当に遅滞することなく行い、及び支払うこと。

注釈　全締約国は、支払が行われる前に遵守する必要がある法律上及び行政上の手続があり得ることを了解する。

(d)　実際に換価し、及び自由に移転することができるものであること。

3　補償には、妥当な利子を含む。補償（全ての発生した利子を含む。）については、収用を行った締約国の通貨又は投資家が要求する場合には自由利用可能通貨で支払うものとする。

4　投資家が自由利用可能通貨による支払を要求する場合には、補償（全ての発生した利子を含む。）については、支払の日の市場における為替相場により支払の通貨に交換するものとする。

5　1から4までの規定にかかわらず、土地に関する収用のいかなる措置も、第一議定書が効力を生ずる日において存在する収用を行う締約国の国内法令に定めるところによるものとし、当該法令に適合する目的のためのものでなければならず、かつ、当該法令に適合する補償の支払を伴うものでなければならない。当該補償については、補償の額に関する当該法令のその後の改正に従うものとする。ただし、当該改正が土地の市場価格の一般的な傾向に従う場合に限る。

6　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与については、適用しない。